

「くまもと森づくり活動の日」開催要領

1 趣旨

森林は、木材や特用林産物の生産などを通して、農山村の振興に寄与するとともに、水源のかん養、災害の防止、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素の吸収、保健休養等の多面的機能の発揮により、県民共有の財産となっている。

しかしながら、林業従事者の減少・高齢化や木材価格の低迷等により、適切に管理されない森林が増加し、森林の有する公益的機能の低下が危惧されている。

このため、県では、森林を健全な状態で次の世代に引き継いでいくことを目的として、水とみどりの森づくり税を導入し、荒廃森林の整備などに積極的に取り組んでいるところである。

一方、九州7県及び九州森林管理局においても、「九州はひとつ」の理念のもと、九州における「美しい森林づくり」を推進するため、11月の第2日曜日を「九州森林の日」として定め、都市住民、NPO、ボランティア、企業、漁業関係者等の幅広い参加のもとに、森林を守り育て未来に引き継ぐための行動を実践するとした「九州の森林づくりに関する共同宣言」を行ったところである。

ついでには、本県における「九州森林の日」の具体的行動として、県民が自発的な森林整備活動を県下各地で一斉に実施する「くまもと森づくり活動の日」を開催し、県民一人一人が森林を守り育て活力ある健全な森林をつくりあげていくという気運を盛り上げ、森林との共生を目指し社会全体で森林を支えていく県民参加の森づくりの取組の一層の推進を図る。

2 主催者

「くまもと森づくり活動の日（以下「森づくり活動の日」という。）」の主催者は、熊本県、市町村、(社)熊本県緑化推進委員会、及び開催趣旨に賛同する民間団体等により組織する「くまもと森づくり活動の日実行委員会(以下「実行委員会」という。）」とする。

3 推進組織等

- (1) 県は、「森づくり活動の日」の開催のために必要な企画・運営を主体的に行うとともに、これを実施する実行委員会を組織する。
- (2) 実行委員会の組織・運営については、別途定める。

4 実施内容

- (1) 「森づくり活動の日」の事業は、主催者が実施する主催事業及びその他の者が実施する連携事業とする。
- (2) 主催事業は、熊本市内及び熊本市近郊の森林で開催する。
- (3) 主催事業は、「森づくり活動の日」の趣旨をふまえ、直接的な森林整備活動を中心に組み立て、県民参加の森づくりを推進する内容とする。

- (4) 実行委員会は、「森づくり活動の日」の趣旨に賛同した団体が県内の各地で自主的に実施する活動について、県民参加の森づくりにふさわしい活動を連携事業として承認することができる。
- (5) 開催日は、原則として11月の第2日曜日とし、その前後2週間の間を実施する活動も「森づくり活動の日」の事業とすることができる。
- (6) 「森づくり活動の日」について、熊本県及び共催団体（共催団体とは、「森づくり活動の日」の趣旨に賛同し経費を負担する団体等をいう。）はその経費の一部を負担する。

6 その他

この要領に定めるほか、「森づくり活動の日」を開催し運営するための必要な事項は、別途、実行委員会において定める。

附則

この要領は、平成20年8月28日から適用する。